

国分寺市医師会訪問看護ステーション運営規程（訪問看護事業）

（事業の目的）

第1条 この規程は、国分寺市医師会（以下「本会」という。）が開設する国分寺市医師会訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護並びに指定居宅サービスに該当する指定訪問看護、介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、利用者の生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努める。

2 ステーションは、事業の運営にあたっては、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるように努める。

3 ステーションは、事業の運営にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

（事業の運営）

第3条 1 ステーションは、事業の運営にあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく訪問看護計画書により適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 ステーションの名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称：国分寺市医師会訪問看護ステーション

(2) 所在地：国分寺市泉町二丁目3番8号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

(1) 管理者：看護師もしくは保健師 1名
管理者は、ステーション職員を指導監督し、適切な事業運営が行われるよう統括する。但し、管理上支障がないときは、ステーションの他の職務、又は、同一敷地内の他の施設・事業所の職務に従事することができる。

(2) 看護職員：看護師、保健師、及び准看護師とし、常勤換算で2.5人以上配置する。
なお、そのうち1名は常勤とする。
准看護師を除く看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、看護職員は、訪問看護を提供する。

(3) 理学療法士又は作業療法士：適当数。＊必要に応じて配置する。
訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は、本会の就業規則に準じて次の通りとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2)営業時間：午前9時から午後5時までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は、次の通りとする。

(1)利用者は、主治医に申し込み、ステーションは、主治医が交付した指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、適切な訪問看護を実施する。

(2)利用者又はその家族からステーションに直接利用申し込みがあったときは、主治医に指示書の交付を求めるよう助言する。

(3)利用者に主治医がいないときは、ステーションから本会及び関係機関等に主治医の選定を依頼する。

(利用時間及び利用回数)

第8条1 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の内容)

第9条1 ステーションが行う訪問看護の内容は、次の通りとする。

(1)療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

(2)診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(3)リハビリテーションに関すること

(4)家族の支援に関すること

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(利用料等)

第10条1 ステーションは、基本利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払を利用者から受ける。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受ける。

(1)訪問看護と連携して行われる死後の処置

3 ステーションは、医療保険の場合、基本利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受ける。

(1)第6条に定める営業日以外に行う訪問看護

(2)第6条に定める営業時間以外に行う訪問看護

(3)1回の訪問看護が、規定の時間を超えるとき

4 ステーションは、利用者の実費負担の利用料として、訪問看護に必要な物品等の費用を利用者から受ける。但し、訪問看護に係る交通費は、次条に定める通常業務を行う地域以外の地域への訪問看護に限る。

5 ステーションは、前2項及び3項に係る利用料の支払を受けたときは、基本利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。

6 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、利用者又はその家族等に対し、基本利

用料及びその他の利用料の内容・金額等について説明し、その理解を得るとともに、通常業務を行う地域以外の地域についての訪問看護に係る交通費の徴収に関しては、予め、文書による同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 ステーションが通常の事業を行う地域は、原則として東京都国分寺市全域ならびに府中市の一部（新町3丁目6～18番地・栄町1丁目5～33番地、2丁目17番地～28番地、3丁目19番地～21番地、27番地～30番地・武蔵台1～3丁目・北山町2～4丁目）とする。

(緊急時における対応方法)

第12条 1 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状急変その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項についてしかるべき処置を行った場合には、すみやかに主治医及び管理者に連絡しなければならない。

(相談・苦情対応)

第13条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(実行委員会による指導)

第15条 ステーションは、事業運営にあたっては、本会に設置した訪問看護ステーション事業実行委員会の指導・監督を受ける。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(その他運営についての留意事項)

第17条 1 本会は、ステーションの社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、下記に掲げる研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 看護師等は、正当な理由がある場合を除き、業務上知りえた利用者又はその家族等の秘密を保持しなければならない。

3 本会は、従業者に対して、正当な理由がある場合を除き、業務上知りえた利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持

すべき旨を、雇用契約に定める。

- 4 ステーションは、訪問看護に係る記録を整備し、これらの書類を訪問看護終了後2年間保管しなければならない。
- 5 この規程の改定については、本会理事会の決定を経なければならない。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成4年10月23日から施行する。
- 2 この規程は、平成9年6月13日から一部改正施行する。
- 3 この規程は、平成12年10月13日から一部改正施行する。
- 4 この規程は、平成14年12月13日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、平成29年4月14日一部改正する。
- 7 この規程は、平成30年11月9日一部改定する。
- 8 この規程は、令和4年4月1日一部改定する。